

市議会令和4年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第2号～議案第9号

(第2集)

柏市

目 次

議案第	2号	柏市職員高齢者部分休業条例の制定について ……	1
議案第	3号	柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例 の制定について ……	5
議案第	3号資料	柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例 について ……	1 1
議案第	4号	柏市債権管理条例の一部を改正する条例の制 定について ……	1 5
議案第	4号資料	柏市債権管理条例の一部を改正する条例につ いて ……	1 9
議案第	5号	柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例の制定について ……	2 1
議案第	5号資料	柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例について ……	2 3
議案第	6号	柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の 制定について ……	2 5
議案第	6号資料	柏市支所出張所条例の一部を改正する条例に ついて ……	2 7
議案第	7号	柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例 の制定について ……	2 9
議案第	7号資料	柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例 について ……	3 1
議案第	8号	柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条 例の制定について ……	3 3
議案第	8号資料	柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条 例について ……	3 5
議案第	9号	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について ……	3 7
議案第	9号資料	柏市手数料条例の一部を改正する条例につい て ……	4 1

柏市職員高齢者部分休業条例の制定について

柏市職員高齢者部分休業条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

地方公務員法第26条の3の規定により、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めたいので提案する。

柏市職員高齢者部分休業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定により、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位（柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）第5条第1項第2号の行政職給料表（二）が適用される職員にあっては、規則で定める単位）として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、50歳とする。

3 任命権者は、職員が前項の年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、柏市一般職職員給与条例第15条第1項及び柏市企業職員給与条例（昭和42年柏市条例第10号）第16条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和52年柏市条例第49号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間（その期間に1月未満の端数があると

きは、これを切り上げた期間)を、柏市職員退職手当条例(昭和30年柏市条例第26号)第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項本文中「前各項」とあるのは「前各項及び柏市職員高齢者部分休業条例(令和4年柏市条例第 号)第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び柏市職員高齢者部分休業条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項に規定する承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

国家公務員の育児休業の制度の改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を緩和すること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例

柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号アからウまで以外の部分中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合

であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合，市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし，同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に，「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め，同号アを同号イとし，同号イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは，そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては，当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について，当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては，当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

法第2条第1項の条例で定める場合は，1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が，次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合，

市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対す

るこの条例による改正前の柏市職員育児休業条例第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については，なお従前の例による。

議案第3号資料

柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例について

柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につ</u></p>

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

いて、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合

イ 略

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 略

(2) 略

の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 略

(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(4)まで 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 略

(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(4)まで 略

(5) 略

(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

柏市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

柏市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

私法上の原因に基づき発生する市の債権に係る遅延損害金の計算方法等について定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市債権管理条例の一部を改正する条例

柏市債権管理条例（平成28年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「おいては、」の次に「地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2並びに」を、「第19条」の次に「及び第20条並びに附則第3条の2第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（遅延損害金）

第7条の2 市長等は、私法上の原因に基づき発生する市の債権の履行の遅滞に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）の計算については、当該債権に係る契約等に定めがある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、端数金額又は債権額の全額（第2号にあっては、遅延損害金の全額）を切り捨てるものとする。

(1) 遅延損害金の計算の基礎となる債権額に1,000円未満の端数があるとき、又はその債権額の全額が2,000円未満であるとき。

(2) 遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその遅延損害金の全額が1,000円未満であるとき。

2 市長等は、債務者が履行期限までにその債務を履行しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、遅延損害金の額を減免することができる。

第8条第2項中「当該市の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金」を「遅延損害金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の2の規定は，この条例の施行の日以後に私法上の原因に基づき発生した市の債権に係る遅延損害金について適用し，同日前に私法上の原因に基づき発生した市の債権に係る遅延損害金については，なお従前の例による。

議案第4号資料

柏市債権管理条例の一部を改正する条例について

柏市債権管理条例（平成28年柏市条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 本市において徴収する分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他の収入(私法上の原因に基づき発生する債権を除く。)の納付義務者が，納期限後にこれを納付する場合には，<u>柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)第19条に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定により市の債権を放棄するときは，<u>当該市の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 本市において徴収する分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他の収入(私法上の原因に基づき発生する債権を除く。)の納付義務者が，納期限後にこれを納付する場合には，<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の4の2並びに柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)第19条及び第20条並びに附則第3条の2第1項に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(遅延損害金)</p> <p><u>第7条の2 市長等は，私法上の原因に基づき発生する市の債権の履行の遅滞に係る損害賠償金(以下「遅延損害金」という。)の計算については，当該債権に係る契約等に定めがある場合を除き，次の各号のいずれかに該当する場合にあっては，端数金額又は債権額の全額(第2号にあっては，遅延損害金の全額)を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) <u>遅延損害金の計算の基礎となる債権額に1,000円未満の端数があるとき，又はその債権額の全額が2,000円未満であるとき。</u></p> <p>(2) <u>遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき，又はその遅延損害金の全額が1,000円未満であるとき。</u></p> <p><u>2 市長等は，債務者が履行期限までにその債務を履行しなかったことについて，やむを得ない事由があると認める場合においては，遅延損害金の額を減免することができる。</u></p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定により市の債権を放棄するときは，<u>遅延損害金その他の徴収金についても放棄するものとする。</u></p>

柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のと
おり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の改
正に伴い，損害補償を受ける権利に係る規定を改めたいので提案す
る。

柏市条例第 号

柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

柏市消防団員等公務災害補償条例（昭和62年柏市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第5号資料

柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

柏市消防団員等公務災害補償条例（昭和62年柏市条例第32号）新旧対照表

改正前	改正後
(損害補償を受ける権利) 第2条 略 第3条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	(損害補償を受ける権利) 第2条 略 第3条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

田中出張所の位置を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例

柏市支所出張所条例（昭和29年柏市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表田中出張所の項位置の欄中「大青田1541番地の2」を「大室249番地の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第6号資料

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例について

柏市支所出張所条例（昭和29年柏市条例第2号）新旧対照表

改正前			改正後		
(名称等) 第2条 略 2 出張所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。			(名称等) 第2条 略 2 出張所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
田中出張所	柏市大青田1541番地の2	略	田中出張所	柏市大室249番地の1	略
増尾出張所から柏駅前行政サービスセンターまで 略			増尾出張所から柏駅前行政サービスセンターまで 略		

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市いじめ重大事態調査検証委員会の名称及び担任する事務を改めるとともに、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査を行うため柏市いじめ重大事態再調査委員会を設置したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例

柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項柏市表彰審査会の目の次に次のように加える。

柏市いじめ重大事態再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定による調査に関する事務	5人以上	市長が別に定める。
-----------------	--	------	-----------

別表教育委員会の項柏市いじめ重大事態調査検証委員会の目中「柏市いじめ重大事態調査検証委員会」を「柏市いじめ重大事態等調査検証委員会」に、「柏市立小学校」を「市立の小学校」に改め、「いじめに係る重大事態」の次に「並びに自殺及び自殺が疑われる死亡事案」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部改正）
- 2 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第41号中「いじめ重大事態調査検証委員会委員」を「いじめ重大事態等調査検証委員会委員及びいじめ重大事態再調査委員会委員」に改める。

議案第7号資料

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条)					別表(第2条)				
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会 略				市長	柏市表彰審査会 略			
						柏市いじめ重大事態再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定による調査に関する事務	5人以内	市長が別に定める。
	柏市特別職報酬等審議会から柏市生涯学習推進協議会まで 略					柏市特別職報酬等審議会から柏市生涯学習推進協議会まで 略			
教育委員会	柏市教育支援委員会及び柏市通学区区域等審議会 略				教育委員会	柏市教育支援委員会及び柏市通学区区域等審議会 略			
	柏市いじめ重大事態調査検証委員会	柏市立小学校, 中学校及び高等学校におけるいじめに係る重大事態についての調査及び検証に関する事務	略	略		柏市いじめ重大事態等調査検証委員会	市立の小学校, 中学校及び高等学校におけるいじめに係る重大事態並びに自殺及び自殺が疑われる死亡事案についての調査及び検証に関する事務	略	略
	柏市立柏高等学校第三次教育計画策定委員会及び柏市文化振興審議会 略					柏市立柏高等学校第三次教育計画策定委員会及び柏市文化振興審議会 略			
上下水道事業管理者 略					上下水道事業管理者 略				
備考 略					備考 略				

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）新旧対照表（附則第2項関係）

改正前				改正後			
別表第1(第2条)				別表第1(第2条)			
号	職名	支給区分	報酬額	号	職名	支給区分	報酬額
1から40まで 略				1から40まで 略			
41	いじめ重大事態調査検証委員会委員	略	略	41	いじめ重大事態等調査検証委員会委員及びいじめ重大事態再調査委員会委員	略	略
42から44まで 略				42から44まで 略			
備考 略				備考 略			

柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律に基づきマイクロチップが装着された犬の登録に係る手数料を徴収しないこととしたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例

柏市保健衛生手数料条例（平成19年柏市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表65の項対象事務の欄中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなして行う登録を除く。）」を加え、同表108の項対象事務の欄中「（昭和48年法律第105号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表65の項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

議案第8号資料

柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例について

柏市保健衛生手数料条例（平成19年柏市条例第49号）新旧対照表

改正前			改正後		
別表(第2条)			別表(第2条)		
項	対象事務	金額(特に定める場合を除き, 1件につき)	項	対象事務	金額(特に定める場合を除き, 1件につき)
1から64まで 略			1から64まで 略		
65	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による犬の登録	略	65	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなして行う登録を除く。)	略
66から107まで 略			66から107まで 略		
108	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	略	108	動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	略
109から133まで 略			109から133まで 略		

柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い，長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に係る手数料を制定したいので提案する。

柏市手数料条例の一部を改正する条例

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表65の15の項の次に次のように加える。

6 5 の 1 5 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	ア 登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書又は確認書の添付がない場合	一戸建ての住宅のとき	1戸につき57,000円
				共同住宅等の住戸の数が5戸以下のとき	1棟につき138,000円
				共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき	1棟につき222,000円
				共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき	1棟につき440,000円
				共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき	1棟につき801,000円
				共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき	1棟につき1,394,000円
				共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき	1棟につき2,582,000円
				共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき	1棟につき3,698,000円
				共同住宅等の住戸の数が301戸以上のとき	1棟につき4,527,000円
			イ 登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書又は確認書の添付がある場合	一戸建ての住宅のとき	1戸につき11,000円
				共同住宅等の住戸の数が5戸以下のとき	1棟につき21,000円
				共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき	1棟につき37,000円
				共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき	1棟につき57,000円

			共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき	1棟につき100,000円
			共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき	1棟につき163,000円
			共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき	1棟につき272,000円
			共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき	1棟につき339,000円
			共同住宅等の住戸の数が301戸以上のとき	1棟につき372,000円
		<p>(摘要)</p> <p>共同住宅等において一部の住戸が認定の申請をする場合の手数料の額は、当該共同住宅等の住戸の総数により算定する。</p>		

別表第2項の表65の16の項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「65の15」の次に「又は65の15の2」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第9号資料

柏市手数料条例の一部を改正する条例について

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条第1項)					別表(第2条第1項)				
1 略					1 略				
2 その他の手数料					2 その他の手数料				
項	対象事務	名称	区分	金額	項	対象事務	名称	区分	金額
1から65の15まで 略					1から65の15まで 略				
65の15の2	長期優良住宅の普及に關する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料			ア	登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書又は確認書の添付がない場合	登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書又は確認書の添付がない場合		
							一戸建ての住宅のとき		1戸につき 57,000円
							共同住宅等の住戸の数が5戸以下のとき		1棟につき 138,000円
							共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき		1棟につき 222,000円
							共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき		1棟につき 440,000円
							共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき		1棟につき 801,000円
							共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき		1棟につき 1,394,000円
							共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき		1棟につき 2,582,000円
							共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき		1棟につき 3,698,000円
							共同住宅等の住戸の数が300戸以上のとき		1棟につき 4,814,000円

	が301戸以上のとき	4,527,000円
イ 登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書又は確認書の添付がある場合	一戸建ての住宅のとき	1戸につき 11,000円
	共同住宅等の住戸の数が5戸以下のとき	1棟につき 21,000円
	共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき	1棟につき 37,000円
	共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき	1棟につき 57,000円
	共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき	1棟につき 100,000円
	共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき	1棟につき 163,000円
	共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき	1棟につき 272,000円
	共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき	1棟につき 339,000円
	共同住宅等の住戸の数が301戸以上のとき	1棟につき 372,000円
	(摘要) 共同住宅等において一部の住戸が認定の申請をする場合の手数料の額は、当該共同住宅等の住戸の総数により算定する。	
65の16 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項	65の16 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項 長期優良住宅の普及にに関する法律第8条第1項	65の15又は65の16の2の項に掲げる区分による算定した手数料の額の2

65の17から78まで の規定による変更の認定の申請に対する審査する手数料	更認定申請手数料	65の17から78まで の規定による変更の認定の申請に対する審査する審査	分の1に相当する額	(摘要) 略	手数料の額の2分の1に相当する額
65の17から78まで 略					